令和５年１０月１日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証４号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

* 当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　佐藤　洋樹　殿

（申請者）

住所

名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

１　指定地域における事業開始年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

２　指定地域における事業所の住所

３　売上高

1. 最近１か月間の売上高

 減少率　　　　　　　　％（実績）　　　　　 計算式：｛（Ｂ－Ａ）÷Ｂ｝×１００

Ａ：最近１か月間の売上高 　　　　　　　　　　千円

Ｂ：Ａの期間に対応する前年１か月間の売上高 　　　　　　　　　　千円

（２）（１）の期間を含めた今後３か月間の売上高の実績見込み

減少率　　　 　　％（実績見込み）　 計算式：　｛（Ｂ＋Ｄ）－（Ａ＋Ｃ）｝÷（Ｂ＋Ｄ）×１００

Ｃ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高 　　　　　　　　　　千円

Ｄ：Ｃの期間に対応する前年２か月間の売上高 　　　　　　　　　　千円

４　売上高が減少し、又は減少すると見込まれる理由

（留意事項）

1. 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
2. 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

上記のとおり、相違ないことを認定します。

　　　商　　　　第　　　　　号

　　　令和　　年　　月　　日

　　（注）本認定書の有効期間：令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

寒河江市長　佐　藤　洋　樹